

自動車排出ガス低減装置等の性能試験の案内

平成 24 年 4 月 改定
(公財)東京都環境公社
東京都環境科学研究所

(公財)東京都環境公社 東京都環境科学研究所(以下「研究所」)は、東京都から委託を受けて、「東京都自動車排出ガス試験等手数料条例」(以下「条例」)に基づき、自動車排出ガスを低減する装置等の性能に関する試験(以下「性能試験」)を実施しています。

性能試験では、低減装置等を装着する前・後の、自動車排出ガス中の窒素酸化物(NO_x)や粒子状物質(PM)等の排出量及び燃費等の試験(以下「低減装置等の試験」)のほか、型式認証を受けない重量車(以下「非認証重量車」)を対象とする自動車排出ガス試験(以下「その他の試験」)も行います。

性能試験の依頼方法等は、次のとおりです。

1 試験を依頼できる方

住所、勤務地等に関わりなく、依頼できます(以下「依頼者」)。

2 試験の対象となる低減装置等および自動車

(1) 低減装置等の試験

自動車排出ガス中の NO_x やPM等の低減または燃費の向上を目的として、現に使用されている自動車に容易に装着・使用できる低減装置、燃料、添加剤等

注 1: 燃料に添加剤を加える場合や、試験車両に燃料としてガソリン、バイオマス燃料等を使用する場合は、燃費試験(直接法)は行いません。

注 2: 「アンモニア水を用いた NO_x 低減装置」等で、その装着等により人の健康に障害の生じる恐れがあるもの、計測設備に影響を与える恐れがあるものは、試験が出来ない場合があります。

(2) その他の試験

非認証重量車を対象とする自動車排出ガス試験を行います。

ディーゼル13モード、ガソリン13モード、JEO5モード、10・15モードによる試験を実施します。

3 試験方法

性能試験の方法は、依頼者が別紙 1 に示す試験方法の中から選択して依頼してください。試験方法は国土交通省が定める排出ガス試験方法に準じています。

4 試験に使用する自動車

(1) 試験に使用する自動車(以下「試験車両」)は、依頼者の負担でご用意します。

(2) 試験車両の規格は、研究所の大型・小型自動車排出ガス計測装置で試験が可能な、別紙 2 に記載した条件を満たすものに限りです。

(3) 特殊な車両については、試験ができない場合がありますので、事前にご相談ください。

5 性能試験の依頼に必要な書類

(1) 性能試験依頼書(条例施行規則(以下「規則」)第3号様式)

ア 低減装置等の試験

① 記の「装置等名」欄には装置等の名称と、()書きで型式を記入してください。

② 「装置等の概要」欄には装置等の目的や用途、原理を簡潔に記入してください。

③ 「試験の内容」欄には選択する試験方法等を記入してください。

イ その他の試験

- ① 記の「装置等名」欄には「非認証重量車」とだけ記入してください。
- ② 「装置等の概要」欄には「車名型式」、「車台番号（又はシリアル番号）」及び「通関証明書番号」を記入してください。
- ③ 「試験の内容」欄には選択する試験方法等を記入して下さい。

(2) 依頼書の添付資料

ア 低減装置等の試験

- ① 試験を受けようとする装置等の構造図、取付け図等
- ② 説明資料又はカタログ、パンフレット等

イ その他の試験

「自動車通関証明書」の写し（面談時に、原本を持参してください。）

6 性能試験の受諾の決定

- (1) 依頼書の受付後に面談を行い、低減装置等の内容、装置の安全性と脱着の容易さ、試験車両の規格等を確認した上で、試験方法や試験実施日、試験手数料額等を確定します。
- (2) 依頼者から研究所に対して、確認書を提出していただきます。
提出後は、原則として、低減装置等の内容や試験車両、試験方法等の変更、試験実施日の延期及び試験依頼の取下げはできません。
- (3) 受諾の決定は、性能試験承諾書（施行規則第4号様式）により通知します。

7 試験手数料の納付

- (1) 性能試験の手数料は、別紙1に示すとおりです。（条例第2条）
- (2) 試験手数料は、研究所からお送りする納付書（納入通知書兼領収証書。以下同じ。）により研究所窓口または指定の金融機関に払込んでください。
納付書は、性能試験承諾書とともに郵送します。
金融機関を利用する場合は別に払込み手数料が必要となります。
- (3) 納付書に記載された納付期限までに手数料が払込まれない場合は、試験が予定どおりできなくなりますので、ご注意ください。
- (4) 納入された試験手数料は、災害または研究所の都合等により依頼された試験ができなかった場合を除き、還付しません。（条例第9条及び規則第5条）

8 試験車両の搬入・搬出

- (1) 試験車両は、依頼者の費用負担と責任において指定する日時に研究所に搬入し、試験終了後、搬出してください。
- (2) 試験に必要な日数は、低減装置等の試験は通常3日間、その他の試験は通常2日間です。
搬入した翌日に試験を実施し、低減装置等の試験は試験日の翌日に、その他の試験は試験日の当日に試験車両を返却します。（試験日数等は、試験内容等によって異なる場合があります）
- (3) 試験車両の搬入・搬出に当たっては、指定日時を厳守してください。駐車場スペースに余裕がありませんので、ご協力をお願いします。
- (4) 事前の連絡が無く、指定日時に試験車両が搬入されない場合は、原則として試験は中止となります。なお、試験手数料は還付されませんのでご注意ください。
- (5) 試験車両を搬入・搬出する際は、東京都環境確保条例第37条の粒子状物質排出基準を遵守してください。

9 試験結果の通知等

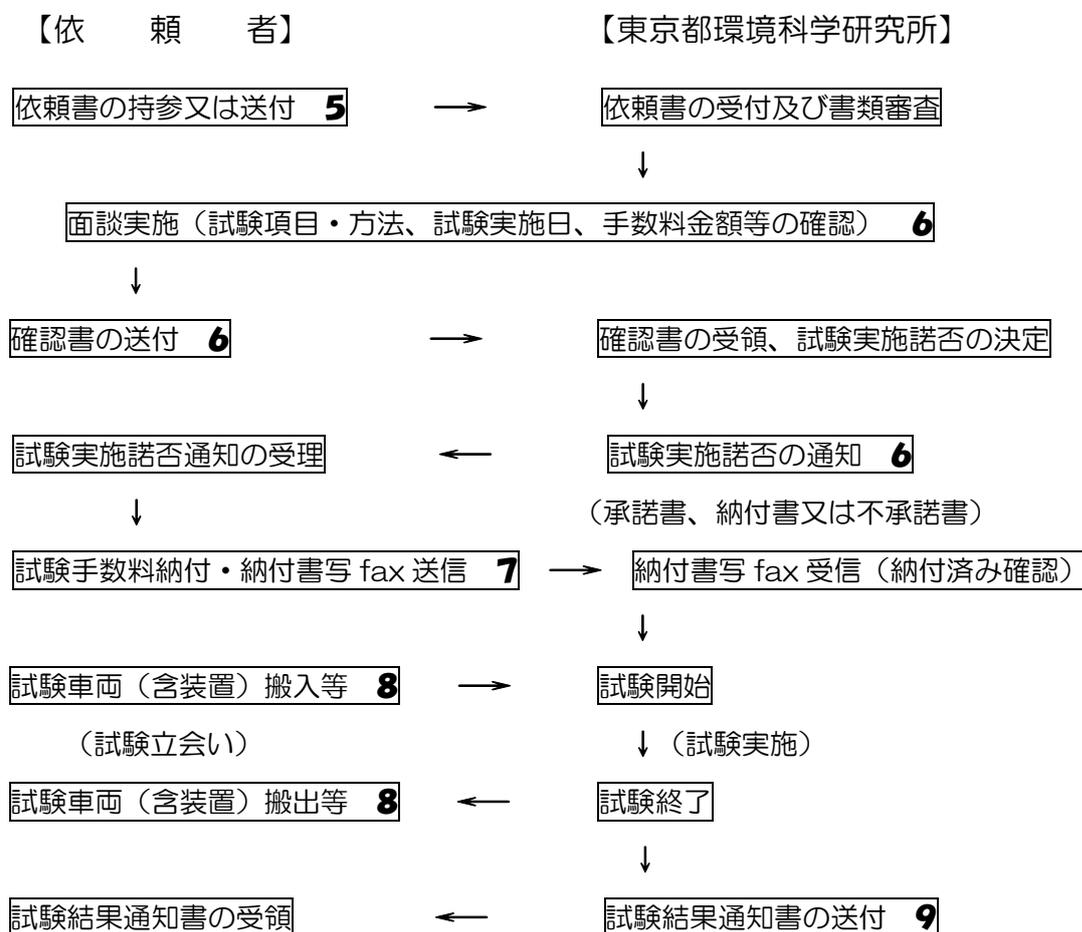
- (1) 試験の結果は、性能試験結果通知書（施行規則第7号様式）と次の書類でお知らせします。
ア 低減装置等の試験 : 性能試験結果書
イ その他の試験 : 自動車排出ガス試験結果成績表

(2) 依頼者は、低減装置等の試験結果を広告、掲示、印刷物、包装容器その他の媒体に表示使用する場合は、東京都環境局長の承認を受けなければなりません。(規則第 11 条)

《参 考》

●自動車排出ガス試験の流れ

(注) 枠のなかの数字はこの本文に記載のある章の番号を表す。



●自動車排出ガス試験ができる他の公的な試験機関

(一財)日本自動車研究所

〒305-0822 茨城県つくば市荻間 2530

電話：029-856-1120、1112

(一財)日本車両検査協会東京検査所

〒114-0003 東京都北区豊島 7-26-28

電話：03-3912-2361

(公財)日本自動車輸送技術協会昭島研究室

〒196-0001 東京都昭島市美堀町 4-2-2

電話：042-544-1004

◆試験の依頼及び問い合わせ先

(公財)東京都環境公社 東京都環境科学研究所

所在地：〒136-0075 東京都江東区新砂 1-7-5

電話：03-3699-1331 / FAX：03-3699-1345

試験実施部門 調査研究科大気・自動車環境研究領域内線 391

試験手数料等 研究調整課庶務係 内線 211

別紙1

試験方法及び手数料一覧

1 小型自動車（車両総重量 3.5 t 以下）

番号	試験方法	測定項目	基礎部分	計測部分
1	ディーゼル6モード	CO,NOx,HC,CO ₂	121,000円	93,000円
2	ガソリン6モード			
3	ディーゼル13モード	CO,NOx,HC,CO ₂ ,PM		231,000円
4	ガソリン13モード	CO,NOx,HC,CO ₂		168,000円
5	ガソリン11モード	CO,NOx,HC,CO ₂ , 燃費（計算法）		34,000円
6	ディーゼル10・15モード			79,000円
7	ガソリン10・15モード			
8	実走行パターン			
9	M15モード	73,000円		
10	粒子状物質測定	PM（走行モードと同時に測定）		43,000円
11	燃費試験（直接法）	燃費（直接法：走行モードと同時に測定）	67,000円	38,000円
12	排気煙濃度試験	黒煙	51,000円	21,000円
13	アイドリング燃費試験	燃費（直接法）	11,000円	22,000円
14	スモークテスト	黒煙	—	6,000円
15	過渡走行モード	CO,NOx,HC,CO ₂ ,PM	121,000円	123,000円
16	再生性能試験 （過渡走行モード）	背圧、背圧測定開始時の排出ガス温度		198,000円
17	再生性能試験（ディーゼル10・15モード）			145,000円
18	JCO8モード	CO,NOx,HC,CO ₂ 燃費（計算法）		152,000円
負荷設定	燃費試験のみ	—	25,000円	
	その他	—	45,000円	

【注】

- ① 粒子状物質測定及び燃費試験（直接法）については、単独では測定ができないため、走行モード（ディーゼル10・15モード、実走行パターン、M15モード、JCO8モード等）とともに申し込みください。
- ② 燃費（直接法）とは、燃料流量計により燃費を求める方法です。
なお、燃費（直接法）については、軽油を燃料とする場合のみお申し込みできます。（ガソリンやバイオマス燃料、燃料添加剤等を用いる場合は、受け付けておりません。）
- ③ 燃費（計算法）とは、排出ガス測定結果から計算により燃費を求める方法です。
- ④ 負荷設定は、上表の試験のうち、5、6、7、8、9、15、16、17、18の番号の試験に必要となります。

2 大型自動車（車両総重量 3.5 t 超）

番号	試験方法	測定項目	基礎部分	計測部分
1	ディーゼル6モード	CO,NOx,HC,CO ₂	300,000円	130,000円
2	ガソリン6モード			
3	ディーゼル13モード	CO,NOx,HC,CO ₂ ,PM	324,000円	336,000円
4	ガソリン13モード			232,000円
5	実走行パターン			90,000円
6	M15モード			
7	粒子状物質測定			PM（走行モードと同時に測定）
8	燃費試験（直接法）	燃費（直接法：走行モードと同時に測定）	218,000円	49,000円
9	排気煙濃度試験	黒煙	112,000円	31,000円
10	アイドリング燃費試験	燃費（直接法）	13,000円	30,000円
11	スモークテスト	黒煙	—	7,000円
12	過渡走行モード	CO,NOx,HC,CO ₂ ,PM	324,000円	147,000円
13	再生性能試験 （過渡走行モード）	背圧、背圧測定開始時の排出ガス温度		264,000円
14	JE05モード	CO,NOx,HC,CO ₂		188,000円
15	10・15モード			109,000円
負荷設定	燃費試験のみ	—	41,000円	
	その他	—	64,000円	

【注】

- ① 粒子状物質測定及び燃費試験（直接法）については、単独では測定ができないため、走行モード（実走行パターン、M15モード、JE05モード、10・15モード等）とともにお申し込みください。
- ② 燃費（直接法）とは、燃料流量計により燃費を求める方法です。
なお、燃費（直接法）については、軽油を燃料とする場合のみお申し込みできます。（ガソリンやバイオマス燃料、燃料添加剤等を用いる場合は、受け付けておりません。）
- ③ 燃費（計算法）とは、排出ガス測定結果から計算により燃費を求める方法です。
- ④ 負荷設定は、上表の試験のうち、5、6、12、13、14、15の番号の試験に必要となります。
- ⑤ ディーゼル車にて、その他の試験（非認証重量車を対象とする自動車排出ガス試験）のJE05モード、10・15モード試験を行う場合は、上表7番の粒子状物質測定の試験も必要となります。

3 手数料の計算方法

- (1) 一つの試験方法による場合 : 基礎部分の額 + (計測部分の額 × 試験回数)
- (2) 二つ以上の試験方法による場合 : 基礎部分（最高額）の額 + (計測部分の額 × 試験回数 + 計測部分の額 × 試験回数 +)
- (3) 負荷設定をする場合 : (1)又は(2)の額に負荷設定額を加えた額

別紙 2 自動車排出ガス低減装置等の性能試験が可能な自動車

試験可能な車両は、原則として次の車両規格に適合するものです。車検証等により事前にご確認ください。また、特殊な車両については試験ができない場合がありますので、事前にご相談ください。

小型自動車の車両規格

No.	項 目	規 格	確認
1	車両総重量	800kg～3,500kg 以下(4WD 車は 1,000～3,500kg)	
2	車両寸法	全長 3,000～5,000 mm、全幅 1,400～2,100 mm、全高 2,300 mm以下	
3	軸間距離	1,700～3,500 mm	
4	タイヤトレッド	1,000～1,900 mm	
5	最高出力	220kW 以下	
6	駆動方式	フルタイム4輪駆動車を除く	
7	変速機	試験項目によっては、オートマチック車は不可	
8	エアクリナーボックス	1つである車両に限る	
9	排気管の位置	車体の下側に配置	
10	排気管開口部の形状	原則として、直管構造でその長さが 100 mm以上	
11	燃料パイプ	ディーゼル車の場合、燃料タンクとの接続部分がラバーホース等で構成され、容易に取り外せること	
12	アイドリングストップ機能がある場合	機能を解除できること	

大型自動車の車両規格

No.	項 目	規 格	確認
	車両総重量	3,500kg 超～20,000kg(後輪2軸車は 6,000～25,000kg)	
	車両寸法	全高 3,800 mm以下	
3	第1軸と駆動軸の軸間距離	2,000～6,800 mm	
4	後輪2軸の場合の軸間距離	1,200～1,450 mm	
5	タイヤトレッド	1,240～2,050 mm	
6	タイヤ径	600～1,100 mm	
7	タイヤ幅	150～305 mm	
8	最高出力	370kW 以下	
9	駆動方式	後輪駆動車に限る	
10	変速機	試験項目によってはオートマチック車は不可	
11	エアクリナーボックス	1つである車両に限る	
12	排気管の位置	車体の下側に配置	
13	排気管開口部の形状	原則として、直管構造でその長さが 100 mm以上	
14	燃料パイプ	ディーゼル車の場合、燃料タンクとの接続部分がラバーホース等で構成され、容易に取り外せること	
15	アイドリングストップ機能がある場合	機能を解除できること	